

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第84号）（消防局総務部消防団課）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の施行により株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部が改正されることに伴い、遺族補償年金等の受給権を有している本市の消防団員等が、当該受給権を担保として株式会社日本政策金融公庫等から融資を受けられる制度を廃止する必要があるため、本条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第84号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

第4条第1項中「令」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）」に改める。

附則第2項中「年金たる損害補償」の右に「(令第5条の2第1項各号列記以外の部分に規定する傷病補償年金，令第6条第1項に規定する障害補償年金又は令第7条に規定する遺族補償年金をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

(消防局総務部消防団課)